

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	総務部総務課

契約業者名・住所	デュプロ株式会社千葉支店 支店長 住 厚樹・千葉市花見区幕張本郷二丁目 4 番 1 号 タカソービル 1 階
工事等の名称	自動紙折機賃貸借（再リース）
工事等の場所	松戸市の指定する場所
種 別	自動紙折機の賃貸借
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 1 2 月 3 1 日まで
契約金額	183, 150 円（税込み）
工事等の概要	自動紙折機の賃貸借
随意契約の理由	本事業は、令和 4 ・ 5 年度松戸市入札参加資格者名簿の物品「リース」部門に登録のある業者の中から、過去 2 年間に市、国若しくは公団、公庫等の政府関係機関又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を 2 回にわたって誠実に履行した実績を有する業者を指名業者として選定し、指名競争入札によりデュプロ株式会社千葉支店と令和 5 年 4 月 1 日から 3 年間の長期継続契約を締結しました。 当該契約は令和 8 年 3 月 3 1 日をもって満了となりますが、現在使用している機器の状態は良好で、今後 1 年弱の使用にも耐え得ることから再リース契約の締結が可能であり、また、今後予定している仮庁舎への移転のタイミングに合わせてリプレースすることで機器の移設費用をかけることなく運用することができます。 以上のことから、本事業について地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、デュプロ株式会社千葉支店を相手方として随意契約を締結し、見積書については松戸市財務規則第 1 3 8 条第 1 項第 1 号の規定により 1 者から徴するものです。